

旧緊急時避難準備区域で建設業を営む申立会社について、原発事故により避難した後に事業を再開しようとしたところ、元請業者から、原発事故後に旧緊急時避難準備区域内で保管を継続していた在庫（建築部材・窓枠など）の使用禁止を言い渡され、自ら廃棄した事業用部材・資材一式につき、その総量・総額を申立人代表者の陳述により概算で認定した上、その7割（840万円）を賠償すべき損害と認定した事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）〇号（以下「本件」という。）について、有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

損害項目

- ア 財物損害（平成23年3月11日当時、別紙1不動産目録1記載建物内に保有していた事業用部材・資材一式） 840万0,000円
- イ 財物損害（平成23年3月11日当時、別紙1不動産目録1記載建物内に保有していた別紙2財物目録1記載の財物）20万4,000円
- ウ 財物損害（平成23年3月11日当時、福島第一原子力発電所内に存した別紙2財物目録2記載の財物）68万3,714円
- エ 追加的費用（別紙1不動産目録1記載建物に関する天井一部張替費用）3万1,500円
- オ 追加的費用（別紙1不動産目録1記載建物に関する塗装費用）48万8,775円
- カ 追加的費用（別紙1不動産目録2記載建物の屋根瓦に関する除染費用）76万0,000円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目についての和解金として、金1,056万7,989円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるほか、申立人と被申立人との間には何ら債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第1項ア乃至ウ記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

以上

本和解の成立を証するため、本和解契約書2通を作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月21日

（別紙1 不動産目録省略）

（仲介委員 小山達也）

財物目録

1

- | | |
|--------|----|
| ① 冷蔵庫 | 2台 |
| ② エアコン | 2台 |
| ③ カーテン | 一式 |

2

- | | |
|-------------------|----|
| ① バッテリー溶接機 | 2台 |
| ② ハンマードリル | 2台 |
| ③ インパクトドライバー | 2台 |
| ④ 電工ドラム (ブレーカー付) | 2台 |
| ⑤ リード線 (コード) 三芯 | 2本 |
| ⑥ 脚立 | 2台 |
| ⑦ 消火器 | 2台 |
| ⑧ 防炎シート | 2枚 |
| ⑨ キャプタイヤ | 2本 |
| ⑩ 溶接面・クサビ等事業用工具一式 | 2式 |